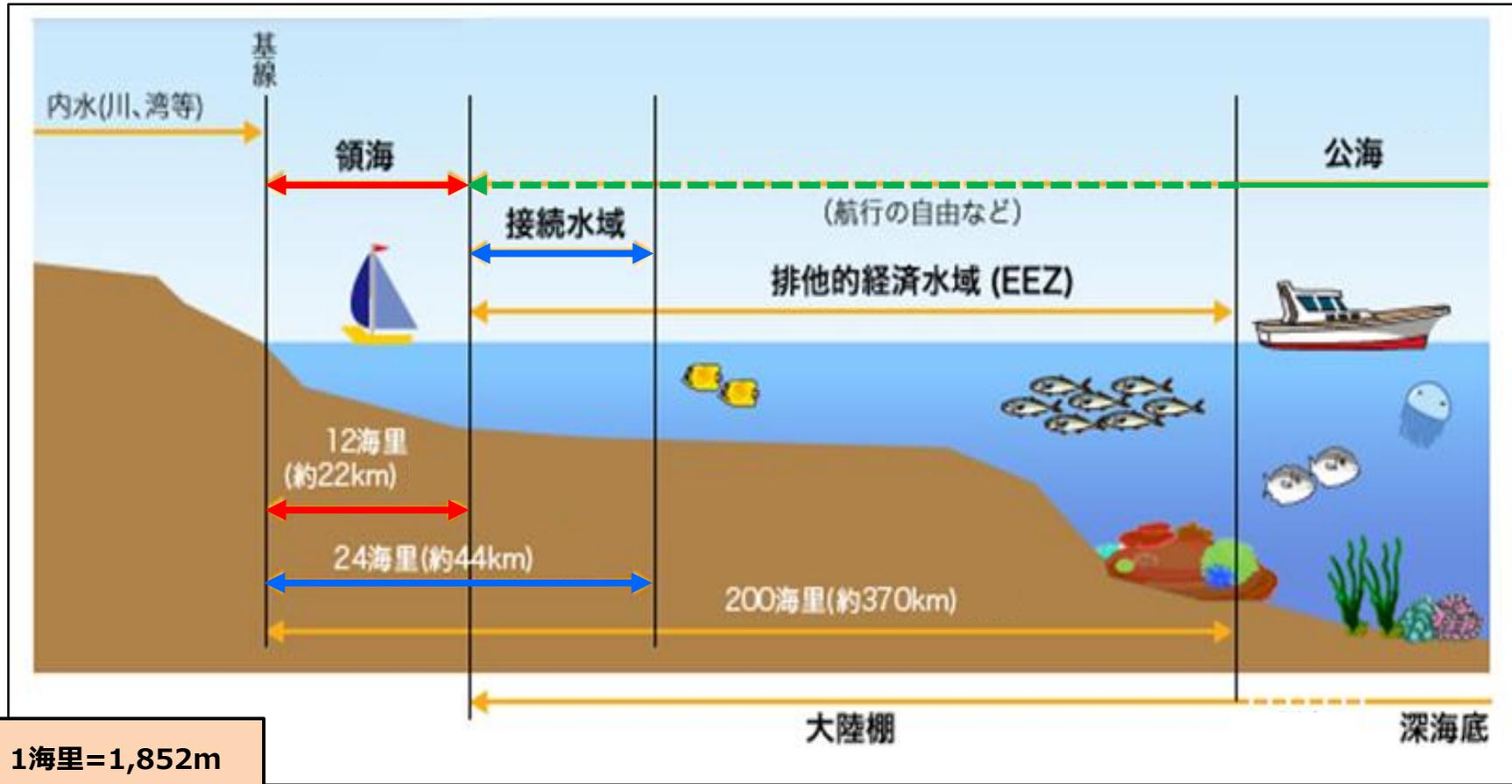


国連海洋法条約

令和6(2024)年11月
外務省

正式名称: **United Nations Convention on the Law of the Sea (海洋法に関する国際連合条約)**

1982年採択, 1994年発効。日本は1996年に批准。現在の締約国数は169か国 (パレスチナを含む) 及びEU



※ 領海及びEEZの範囲は、図中に示された幅を超えない範囲で沿岸国が設定する。

※ 国連海洋法条約第7部 (公海) の規定は、第5部 (EEZ) の規定に反しない限り、EEZにも適用される。

- 1. 公海はすべての国に開放され、すべての国が、公海の自由（航行の自由、上空飛行の自由、漁獲の自由等）を享受する。**
- 2. 船舶は、公海において、原則として旗国の排他的管轄権に服する。**
- 3. いずれの国も、自国を旗国とする船舶に対し、行政上、技術上及び社会上の事項について有効に管轄権を行使し及び有効に規制を行う。**